

住宅宿泊事業の適正な運営についてのお願い



住宅宿泊事業の届出住宅は、価格や利便性、特徴のある施設・サービスの提供などにより人気を集めています。

近年、住宅宿泊事業の利用者の増加に伴い、近隣住民からの騒音、ゴミ出し、共用部分の利用方法などに関するご意見・ご相談が寄せられるケースが見受けられます。

また、緊急時において「看板・標識がなく、何をやっている施設なのかわかりにくい」「施設に常駐するスタッフがおらず、連絡ができない」といった声も一部で聞かれます。

住宅宿泊事業は、地域社会との共存があってこそ継続できるものであり、事業者の皆様一人ひとりに適正な運営についての意識を持っていただくことが重要です。

県では、適正運営確保の一環として、高山市と協働で住宅宿泊事業届出住宅における「**標識**」の掲示状況の実態を調査するとともに、「法令に基づく正しい標識」の掲示をお願いしていく取組みを進めることになりました。

→アンケートの実施に、ぜひご協力ください。



令和8年7月吉日

標識の掲示以外にも、適正運営のために守らなければならない『ルール』があります。

- ・ 住宅宿泊事業法や関係法令・条例の遵守
- ・ 高山市の施策・地域活動への協力(宿泊税の申告、防犯・防災活動等)
- ・ 宿泊者への利用ルール(騒音防止、ゴミ出し方法等)の周知徹底
- ・ 近隣住民への十分な配慮とトラブル防止への取り組み
- ・ 苦情や緊急時に迅速に対応できる管理体制の確保
- ・ 標識や届出内容の適切な管理 …等



(住宅宿泊事業の手引き)



(高山市民泊ガイド)



◎お問い合わせは…

地域のルール(ゴミ出し、景観、宿泊税等)に関すること
高山市 飛騨高山プロモーション戦略部
観光課(TEL:0577-35-3145)

本アンケート及び住宅宿泊事業法に関すること
岐阜県 健康福祉部

飛騨保健所(TEL:0577-33-1111)
生活衛生課(TEL:058-272-8281)

何を掲示すればいいの？

家主居住型

- ・届出番号
- ・届出年月日

家主不在型

- ・届出番号
- ・届出年月日
- ・住宅宿泊事業者の緊急連絡先

管理を委託している場合

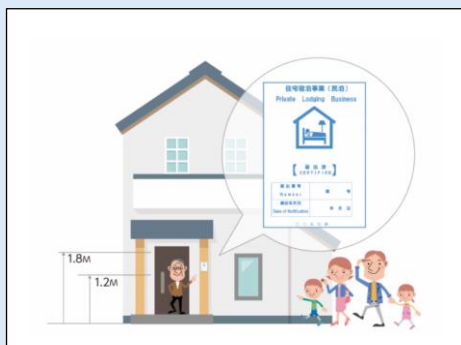
- ・届出番号
- ・届出年月日
- ・住宅宿泊管理業者の名称
- ・住宅宿泊管理業者の登録番号
- ・住宅宿泊管理業の緊急連絡先

標識の規格
横 120mm
×縦 170mm

法令に基づく正しい標識とは？

どうやって掲示すればいいの？

届出住宅の門扉、玄関（建物の正面の入り口）等の、概ね地上 1.2m 以上 1.8m 以下で、公衆が認識しやすい位置に掲示すること。



（素材）風雨の耐性のあるもので作成
・加工してください。

☆ ルールが守られなかった場合、**最大で 30 万円**の罰金が科せられることがあります。

◎お問い合わせは…

岐阜県 健康福祉部

飛騨保健所(TEL:0577-33-1111)

生活衛生課(TEL:058-272-8281)